

8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
9. 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員 宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
10. 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年4月14日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する。

  - (1) 安全活動のビデオ視聴覚資料による教育
  - (2) 当該工事内容の周知徹底
  - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
  - (4) 当該工事における災害対策訓練
  - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
  - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
11. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関、並びにライフライン等の施設管理者と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

また、関係者及び関係機関より通知等があった場合は、工事監督員へ報告するものとする。
12. 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
13. 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
14. 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に融雪、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。
15. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとする。
16. 受注者は、工事施工箇所地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し工事監督員に報告しなければならない。

工事施工協議簿

<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 書 (第 回)						
工 事 名						
工種、細目等						
<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事 項						
<input type="checkbox"/> 添付資料名					<input type="checkbox"/> 図 面 全 葉	
<b>【工事監督員】</b> 令和 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input type="checkbox"/> 受理 する。 <input type="checkbox"/> 特記事項						
<input type="checkbox"/> 工事内容の変更の対象と <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する。ただし、詳細については別途指示する。						
<b>【受注者】</b> 令和 年 月 日 上記事項について <input type="checkbox"/> 了解しました。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告 します。 <input type="checkbox"/> 特記事項						
確認欄	総括監督員	主任監督員	監 督 員		現場代理人	主任技術者等

(主 旨)

本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。

(作成上の注意)

- 1 該当する□内にレを記入すること。
- 2 確認欄には、押印又はボールペンでサインすること。

令和 年 月 日

主任監督員(監督員)

様

(受注者名)  
現場代理人

印

立 会 願

下記項目について、立会を願います。

工 事 名				
項 目	内 容			
希 望 日 時	令 和	年	月	日 時

令和 年 月 日

上記項目について令和 年 月 日立会を実施した。

主 任 監 督 員	監 督 員		現 場 代 理 人	主任(監理) 技 術 者

(主 旨)

本様式は、受注者が工事監督員の立会を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。

令和 年 月 日

主任監督員（監督員）

様

（受注者名）  
現場代理人

㊟

段 階 確 認 願（第 回）

下記について、段階確認をお願いします。

記

段階確認の内容

工事名			実施希望日	令和 年 月 日		
工 種	細 目 等	品質規格	区 域 等	数量等	呼 称	備 考

上記の段階確認について、以下のとおり実施します。

主任監督員（監督員）

㊟

実施日時	令和 年 月 日 時から	実施者名	
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> （実施場所）		
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上、		
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> （その他必要書類等）		
特記事項			

令和 年 月 日 の段階確認の結果、設計図書のとおり施工されて  
いる。 いない。 詳細については、別途指示する。

令和 年 月 日

主任監督員（監督員）

㊟

（主 旨）

本様式は、受注者が段階確認を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。

（作成上の注意）

該当する□内にレを記入すること。

記号	設計基準強度 N/mm <sup>2</sup>	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最少単位セメント量 kg/m <sup>3</sup>
RC-11	30	18.0	4.0	55	20又は25	350
RC-11-1	40	18.0	4.0	55	20又は25	350
RC-12	30	12.0	4.5	55	40	280
RC-12S(b)(c)	30	12.0	5.5	45	40	300
RC-12S(a)	30	12.0	4.5	50	40	280
PC-1	30	12.0	5.0	50	20又は25	280
PC-1P	30	12.0	5.0	50	20又は25	280
PC-1S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330
PC-1PS(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330
PC-2	40	12.0	5.0	50	20又は25	280
PC-2P	40	12.0	5.0	50	20又は25	280
PC-2S(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330
PC-2PS(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330
T-1	18	8程度	4.5	60以下	40	—
T-1P <sup>**2</sup>	18	8程度又は 15程度	4.5	60以下	40	270

## 〔注1〕記号

C : 無筋コンクリート

RC : 鉄筋コンクリート

PC : プレストレストコンクリート

T : トンネルコンクリート

TRC : トンネル鉄筋コンクリート

P : ポンプ施工用コンクリート(最少単位セメント量270kg)

S : 海中、海上及び飛沫帯コンクリート

(a) : 海中 (b) : 海上及び大気中 (c) : 飛沫帯

〔注2〕海上、飛沫帯には海上遡上の影響部も含むものとする。

※1 井筒底版の水中コンクリート(C-9)の空気量は、完全に水中又は地下に没する場合は4.0%とする。

※2 T-1Pについては、アーチ部はスランプ15cm、インバート部はスランプ8cmを標準とする。

7. 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所(骨線胴輪)でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。
8. 受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。
9. 受注者は、ふとんかごの中詰用栗石については、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15cm~20cmを標準とし、ふとんかごの網目より大きな天然石又は割栗石を使用しなければならない。
10. 受注者は、水中施工等特殊な施工については、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。
11. じゃかご、ふとんかごの金網について、Φ3.2mmは仮設工事用に、Φ4.0mmは本工事用に使用するのを標準とする。
12. 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。

### 2-1-3-15 覆土工

覆土工の施工については、第1編 第4章 第3節 河川土工(築堤工)・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。

### 2-1-3-16 プレキャスト擁壁工

1. 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
2. 受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。

### 2-1-3-17 場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート の規定によるものとする。

### 2-1-3-18 植生工

植生工の施工については、1-3-3-7 植生工 の規定によるものとする。

# 第7章 照 明

## 第1節 適 用

### 5-7-1-1 適 用

本章は、道路工事における、照明工について適用するものとする。

## 第2節 適用すべき諸基準等

### 5-7-2-1 一般事項

#### 1. 適用基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 電気用品取締法(通産省)
- (2) 日本工業規格(JIS)
- (3) 日本照明規格工業会規格(JIL)
- (4) 電気技術規程のうち内線規程(社団法人日本電気協会)
- (5) 道路照明施設設置基準・同解説(社団法人日本道路協会)
- (6) 電気通信設備工事共通仕様書(社団法人建設電気技術協会)
- (7) 電気通信施設設計要領(国土交通省)
- (8) 電気通信施設設計要領・同解説(社団法人建設電気技術協会)
- (9) LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(国土交通省)
- (10) 道路・トンネル照明器材仕様書・同解説(社団法人建設電気技術協会)

2. 受電池点は、器具及び分電盤(箱)の種類、名称及び取付け位置、配管、配線の経路等は、設計図書に示すとおり施工するものとし、疑義が生じたときは、速やかに工事監督員と打合せをおこなわなければならない。

3. 工事に従事する技術者は、電気工事について十分な知識を持つ経験のある有資格者で、その資格証明書を工事監督員に提出しなければならない。

### 5-7-2-2 器材の見本又は資料の提出

設計図書又は工事監督員の指示により、見本又は資料を提出することとしている工事器材は、使用前に見本又は資料を提出し、工事監督員の承諾を得なければならない。

現場組立及び調整試験については、受注者は特に熟練した技術者を派遣し、組立調整試験を行うこと。

#### 4. 製作連絡

納入機器の製作者が異なる場合には、製作者は互に密接な連絡をとって、全体としての調和のとれたものを納入しなければならない。

#### 5. 関連事業者との協力等

受注者は工事施工に当たって、関連事業者との連絡を密にし工事の進捗を図るとともに、工事境界部分については、相互に協力し全体として支障のない設備とすること。

#### 6. 工程会議及び打合せ会議

受注者は必要な会議に必ず出席し、設計、施工についての打合せ会議の議事録を、会議の都度遅滞なく指定の部数提出すること。

なお、会議において、仕様図面変更及び解釈の変更がなされた場合は、当該部分について製作機器変更設計図書を提出すること。

#### 7. 就業時間

工事施工の都合上、受注者が建設部の定める正規の勤務の時間外又は休日に作業を必要とする場合は、あらかじめ工事監督員に提出しなければならない。

また、緊急やむを得ない場合の就業時間の伸縮については、工事監督員の指示に従わなければならない。

### 7-2-2-13 施工の点検及び立会

施工後に検査が不可能若しくは困難な工事、又は調整を要する場合で、あらかじめ工事監督員の指示するものは立会を受けること。

### 7-2-2-14 運 搬

納入品の運搬は慎重に行い、内容物に損傷を与えないように扱い、運搬中に路面あるいは第三者に損傷を与えた場合、屋内搬入時に構造物等に損傷を与えた場合は、全て受注者の責任において修復するものとする。

### 7-2-2-15 試験及び検査

#### 1. 製品(工場)検査

(1) 事前に指示したものは、その製作が完了したとき製作工場において、工事監督員による製品(工場)検査(以下製品検査という)を受けなければならない。その他は自主的に社内検査を行い、その結果を工事監督員に報告しなければならない。

また、「小規模処理場用設備機器」として設計図書については、製品検査を省略することができる。

(2) 製品検査を受ける場合は、事前に製品(工場)検査申請申込書及び検査方案書を



2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$
						根入長	設計値以上
						変位 $\ell$	100
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$ -100
							$\ell \geq 10\text{m}$ -200
						幅 $w$	-30
		高さ $h$	-30				
		枠中心間隔 $a$	$\pm 100$				
		延長 $L$	-200				
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	5	2	法枠工 (フレキヤスト法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$ -100
							$\ell \geq 10\text{m}$ -200
						延長 $L$	-200

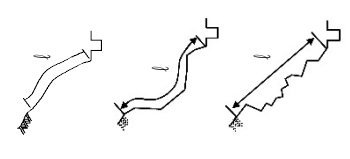
単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		指定仮設は、1-3-10-5による。
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		曲線部は設計図書による
1 施工箇所毎		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
1 施工箇所毎		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道沿)

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	
1	共通編	3	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		$\ell < 3\text{ m}$	-50	
							法長 $\ell$	$\ell \geq 3\text{ m}$	-100
							厚さ $t$	$t < 5\text{ cm}$	-10
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20	
							延 長 L	-200	
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上		

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下 のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測 定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「TS 等光波方式を用いた出 来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS (ノ ンブリ)を用いた出来形管理要領 (土工 編) (案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形 管理要領 (土工編) (案)」で規定する出 来形計測性能を有する機器を用いるこ とができる。このほか、「地上型レーザ ースキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レ ーザースキャナーを用いた出来形管理 要領 (土工編) (案)」で規定する出来形 計測性能を有する機器を用いることが できる。</p>		
<p>200 m<sup>2</sup>につき 1ヶ所以上、200 m<sup>2</sup>以下は 2ヶ所をせん孔により測定。</p>		
<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「TS 等光波方式を用いた出 来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS (ノ ンブリ)を用いた出来形管理要領 (土工 編) (案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形 管理要領 (土工編) (案)」で規定する出 来形計測性能を有する機器を用いるこ とができる。このほか、「地上型レーザ ースキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レ ーザースキャナーを用いた出来形管理 要領 (土工編) (案)」で規定する出来形 計測性能を有する機器を用いることが できる。</p>		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1	共 通 編	3	7	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (植生マット工) (植生シート工) (植生筋工) (人工張芝工)	切	-200
						盛土法長 $\ell$	法長の-4%
						$\ell < 5 \text{ m}$	-100
						$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の-2%

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
1	共通編	3	7	2	植生工 (植生基材吹付工)	法長 $\ell$	$\ell < 5 \text{ m}$	-200
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の-4%
						厚さ $t$	$t < 5 \text{ cm}$	-10
							$t \geq 5 \text{ cm}$	-20
							延 長 L	-200

但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
<p>施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。検査孔により測定。</p>		
<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200
						設置高さ H	設計値以上
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9		小型標識工	基礎	
						幅 w (D)	-30
						高 さ h	-30
						根 入 れ 長	設計値以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ヶ所/1施工箇所 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1ヶ所/1基 基礎1基毎		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1	3	一般施工	16		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上
1	3	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割栗石基礎工) (均しコンクリート)	幅	設計値以上
						厚さ	設計値以上
						延長	各構造物の規格値による。
1	3	一般施工	3	1	法留基礎工 (現場打)	基準高	±30
						幅	-30
						高さ	-30
						延長	-200

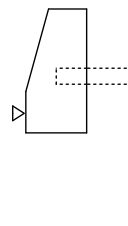
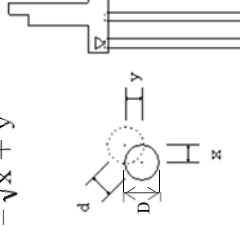
単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗布作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。</p> <p>1 ロットの大きさは500㎡とする。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	法留基礎工 (ブレキヤスト)	基準高 ▽	±50
						延長 L	-200
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内
						傾斜	1/100以内
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント 杭)	基準高 ▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	100以内
						傾斜	1/100以内
						杭径 D	設計値以上
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	100以内
						傾斜	1/100以内
						杭径 D	(設計径(公称 径)-30) 以上
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	150以内
						傾斜	1/50以内
						基礎径 D	設計(公称径) 以上※

単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 全数について杭中心で測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
全数について杭中心で測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
全数について杭中心で測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	基準高▽	±50
						法長	-50
						厚さ(ブロック積張) $t_1$	-100
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張)	厚さ(裏込) $t_2$	-50
						延長 L	-200
						基準高▽	±50
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	法長 $\ell$	-100
						延長 $L_1, L_2$	-200
						基準高▽	±50
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅 w	-100
						延長 L	-200
						基準高▽	±50

単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		



2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工		基準高▽	±50	
							法長ℓ	ℓ < 3 m	-50
								ℓ ≥ 3 m	-100
							厚さ(ブロック) t <sub>1</sub>	-50	
							厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50	
							延長 L	-200	
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工		基準高▽	±50	
							法長ℓ	ℓ < 3 m	-50
								ℓ ≥ 3 m	-100
							厚さ(石積・張) t <sub>1</sub>	-50	
							厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50	
							延長 L	-200	

単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高	±50
						施工厚さ	-50
						幅	-100
						延長	-200
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高	±50
						置換厚さ	-50
						幅	-100
						延長	-200
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット)	施工厚さ	-50
						幅	-100
						延長	-200

単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>延長40m毎に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。厚さは中心線及び端部で測定。「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは中心線及び端部で測定。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。</p>		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 $\nabla$	特記仕様書に 明示
						法 長 $\ell$	-500
						天端幅 $w$	-300
						天端延長 $L$	-500
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	3	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高 $\nabla$	特記仕様書に 明示
						法 長 $\ell$	-500
						天端幅 $w$	-300
						天端延長 $L$	-500

単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 10mにつき、1測点当たり 5 点以上測定。  $w$ ・ $L$ は施工延長 40mにつき 1ヶ所、 80m以下のものは 1 施工箇所につき 3 ヶ所。 $L$ はセンターライン及び表裏法層 で行う。		
施工延長 10mにつき、1測点当たり 5 点以上測定。  「施工履歴データを用いた出来形管理 要領(表層安定処理・中層地盤改良工事 編)(案)」に記載の全体改良平面図を用 いて天端幅 $w$ 、天端延長 $L$ を確認(実測 は不要)		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値
1	共通編	7	5		パイプネット工	基準高	±50
						厚	-50
						幅	-100
						延長	-200

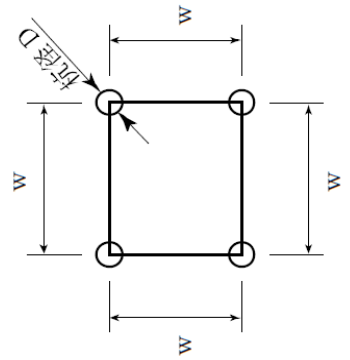
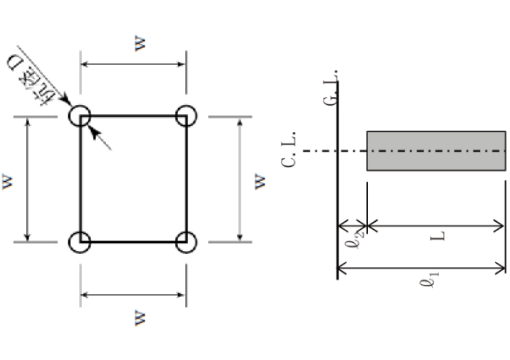
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1	3	一般施工	7	地盤改良工	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイプル工)	位置・間隔 w	±100
						杭 径 D	設計値以上
1	3	一般施工	8	地盤改良工	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイプル工)	打込長さ h	設計値以上
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイプルの砂投入量	
1	3	一般施工	7	地盤改良工	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	-50
						位置・間隔 w	D/4 以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 $\phi$	設計値以上

単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。</p> <p>全本数</p> <p>全本数 計器管理にかえることができる。</p>	 <p>※余長は、適用除外</p>	
<p>100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。</p> <p>全本数</p> <p>L = <math>\phi_1 - \phi_2</math>  <math>\phi_1</math> は改良体先端深度  <math>\phi_2</math> は改良体先端深度</p>		

2 出来形管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値
1	共通編	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	基準高	設計値以上
						施工厚さ	設計値以上
						幅	設計値以上
						延 長	設計値以上

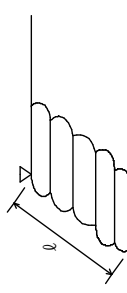
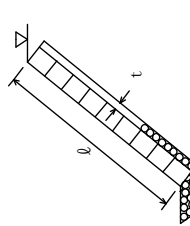
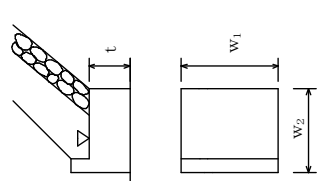
単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>1,000m<sup>3</sup>~4,000m<sup>3</sup>につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。                      1,000m<sup>3</sup>以下、又は施工延長40m(50m)以下のもは1施工箇所につき2ヶ所。                      施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。                      「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	1	堤防・護岸	3		捨石張り工	基準高▽	±50	
						法長ℓ	ℓ < 3m	-50
							ℓ ≥ 3m	-100
						延 長 L	-200	
3	1	堤防・護岸	5	1	海岸ブロック工	基準高▽	±50	
						法長ℓ	ℓ < 5m	-100
							ℓ ≥ 5m	ℓ × (-2%)
						厚 さ t	-50	
延 長 L	-200							
3	1	堤防・護岸	5	2	海岸ブロック工 (基礎ブロック)	基準高▽	±50	
						ブロック厚 t	-20	
						ブロック縦幅 w <sub>1</sub> ブロック横幅 w <sub>2</sub>	-20 -20	
						延 長 L	-200	

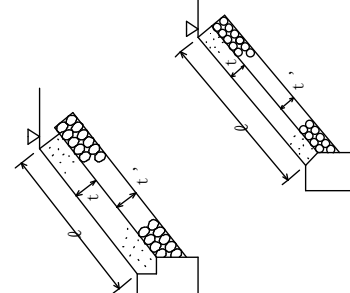
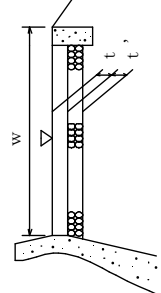
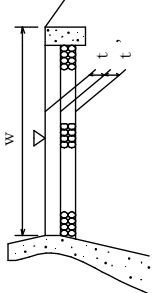
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。 基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
3	海岸編	1 堤防・護岸	6		コンクリート被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法長 $\phi$	$\phi < 3\text{m}$	-50
							$\phi \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ $t$	$t < 100$	-20
							$t \geq 100$	-30
	裏込材厚 $t'$	-50						
	延長 $L$	-200						
3	海岸編	1 堤防・護岸	7		場所打擁壁工			
3	海岸編	1 堤防・護岸	2		コンクリート被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w$	-50	
						厚さ $t$	-10	
						基礎厚 $t'$	-45	
						延長 $L$	-200	
3	海岸編	1 堤防・護岸	3		アスファルト被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w$	-50	
						厚さ $t$	-9	
						基礎厚 $t'$	-45	
						延長 $L$	-200	

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>5-1-5-7 場所打擁壁工 に準ずる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>厚さは 1000 m<sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定。</p>		



## 9 写真管理基準

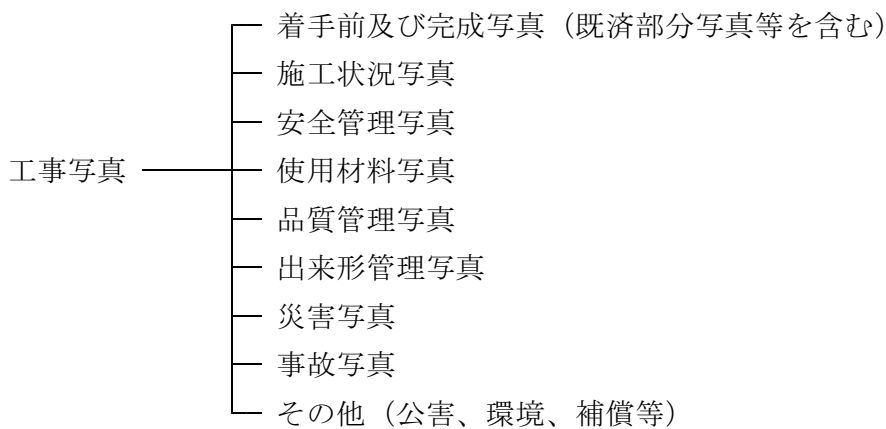
### 9-1 適用範囲

この写真管理基準は、施工管理一般 1-8 に定める工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、9-14 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）による。

### 9-2 工事写真の分類

工事写真は、次のように分類する。



### 9-3 工事写真の撮影基準

工事写真の撮影は、以下の要領で行う。

#### (1) 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

#### (2) 撮影方法

写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- (ア) 工事名
- (イ) 工種等
- (ウ) 測点（位置）
- (エ) 設計寸法
- (オ) 実測寸法
- (カ) 略図
- (キ) 撮影月日

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準 平成28年3月 国土交通省」に規定する写真情報(写真管理項目－施工管理値)に必要な事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合等で工事監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影及び提出するものとする。

#### 9-4 写真の省略

工事写真は、次の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真についても不要とする。

#### 9-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『9-15 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』に基づく小黒板情報の電子的記入はこれに当たらない。

#### 9-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)

#### 9-7 撮影の留意事項等

1. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。
  - (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、工事監督員と協議の上、追加又は削減するものとする。
  - (2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。
  - (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
  - (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。
  - (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、工事監督員と写真管理項目を協議の上、取扱いを定めるものとする。

## 9-8 整理提出

1. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、工事監督員に提出するものとする。なお、「提出頻度」記載事項は、デジタルカメラを使用した場合に該当しないものとする。
2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。  
なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。

## 9-9 用語の定義

1. 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。
2. 「適宜」とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
3. 整理条件の「不要」とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいうが、前条第1項のとおり、電子媒体に格納し提出するものとする。

## 9-10 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

9-11 撮影箇所一覧表

区 分	工 種	写真管理項目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前 1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了 後 1枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不 要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、 施工計画書に従い施工していることが確認できる よう適宜 〔施工中〕	適 宜	
			工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不 要	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付。
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕  ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、計測毎に1回	不 要  ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、代表箇所各1枚	工事施工協議簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	不 要	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不 要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不 要	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	品目毎に各 1枚	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	不 要	
品質管理		9-12 撮影箇所一覧表(品質管理)に準じて撮影			
		不可視部分の施工	適 宜	適 宜	
出来形管理		9-13 撮影箇所一覧表(出来形管理)に準じて撮影			
		不可視部分の施工	適 宜	適 宜	
		出来形管理基準が定められていない	工事監督員と協議事項		
災 害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適 宜	被災前は付近の写真でも可
事 故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適 宜	発生前は付近の写真でも可

## 2-2 河川工事等の工事看板の記載例

1. 河川工事等の工事看板への記載にあたっては、周辺住民等に対して工事に関する情報をわかりやすく発信することとする。記載例は下記を参考とする。

基本例	〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を守るため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を点検するため、〇〇を〇〇しています

主な工種等	記載例
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています
護岸	〇〇を守るため、護岸を整備しています
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています
河川樹木伐採	洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています
環境整備	安全に利用できるよう、〇〇を整備しています
災害復旧	壊れた護岸を直しています
	堤防を強くするため、〇〇を整備しています
離岸堤 人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています
砂防堰堤	土砂災害を防ぐ、砂防堰堤を整備しています
地すべり対策 (排水ボーリング工)	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています

※上表を参考に、工事の目的をできるだけ簡潔に伝えるよう工夫することとする。

※上記の他に、下記対象工事の場合の記載内容は以下のとおりとする。

この場合の工事看板には、上表の主な工種等の記載例の上に、表題として、下記記載内容を表記するものとする。

対象工事	記載内容
防災・減災対策に資する 工事 (総力戦で挑む防災・減災 プロジェクト)	いのちとくらしをまもる防災減災
「防災・減災、国土強 <sup>きょうじん</sup> 化 のための3か年緊急対策」 に基づく工事	いのちとくらしをまもる防災減災 国土強 <sup>きょうじん</sup> 化対策工事